

装備品等の開発及び生産のための 基盤の強化に関する基本的な方針 (概要)





策定の経緯・根拠

- 令和4年12月に策定された戦略三文書において「防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのもの」と示され、その基盤の強化のため特に喫緊の対応が必要な施策について、法整備を行うこととした。
- このため、政府は、令和5年通常国会に際して、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案（閣法第20号）を閣議決定・提出し、これが、同年6月、令和5年法律第54号として、成立。
- 今般、同法第3条の規定に基づき、同法に基づく施策が適切に実施され有効に効果を発揮するため、「装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針」を策定する。
また、同法に基づき本基本方針を定めることで、平成26年に策定した「防衛生産・技術基盤戦略」に代わり、今後の基盤の維持・強化の方向性を新たに示す。

○ 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）抄

第3条 防衛大臣は、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 我が国を含む国際社会の安全保障環境及び装備品等に係る技術の進展の動向に関する基本的な事項
- 二 装備品等の安定的な製造等の確保を図るための国及び装備品製造等事業者の役割、装備品等の調達に係る制度の改善
その他の装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な事項
- 三 装備品等の安定的な製造等の確保を図るための装備品製造等事業者に対する財政上の措置その他の措置に関する基本的な事項
- 四 装備品等の安定的な製造等の確保に資する装備移転が適切な管理の下で円滑に行われるための措置に関する基本的な事項
- 五 第15条第1項に規定する装備移転支援業務及び第18条第1項に規定する基金に関して第15条第1項の指定装備移転支援法人が果たすべき役割に関する基本的な事項
- 六 第27条第1項に規定する装備品等契約における秘密の保全措置に関する基本的な事項
- 七 防衛大臣による第29条に規定する指定装備品製造施設等の取得及びその管理の委託に関する基本的な事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関し必要な事項



構成

- 第1章 我が国を含む国際社会の安全保障環境及び
装備品等に係る技術の進展の動向に関する基本的な事項
- 第2章 基盤の維持・強化に関する基本的な考え方
- 第3章 本法に基づく措置に関する基本的な事項
- 第4章 基盤の維持・強化に関するその他の必要な事項



第1章

我が国を含む国際社会の安全保障環境及び 装備品等に係る技術の進展の動向に関する基本的な事項

第1節 我が国を含む国際社会の安全保障環境

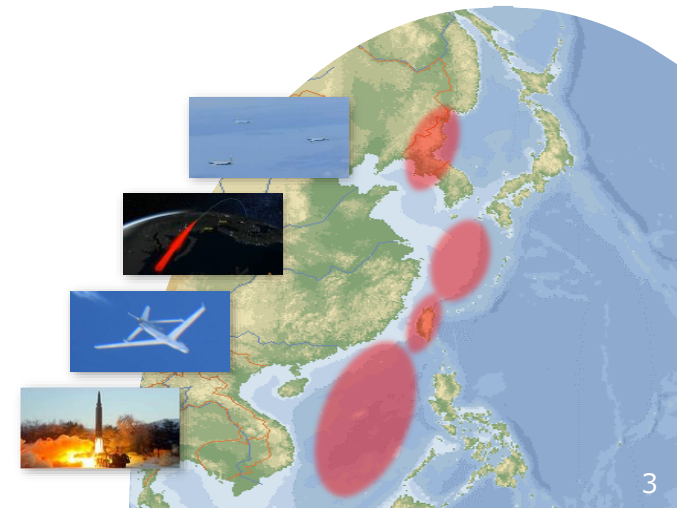
- ▶ 我が国を含む国際社会は、今、ロシアによるウクライナ侵略が示すように、深刻な挑戦を受け、新たな危機に突入。[※]
※ 戦略三文書における情勢認識を踏襲。

第2節 装備品等に係る技術の進展の動向

- ▶ 科学技術は、社会や人々の生活だけでなく安全保障の在り様を大きく変え、近年は特に、民生分野において様々な技術が急速に発展しており、安全保障にも大きな影響。
- ▶ AI、情報通信、量子、積層製造、極超音速滑空兵器、高出力エネルギー兵器等に係る技術のほか、世界各国でこれまでにない画期的な装備品等の研究開発が進展。

第3節 基盤を取り巻く環境

- ▶ 防衛力の抜本的な強化が求められる中、自衛隊の任務の遂行に必要な装備品等の確保を担保する**防衛産業の重要性はますます高まっている**。
- ▶ 一方で、収益性の低さや投資回収の見通し難さ、防衛事業に対する忌避感、レピュテーションリスク等により、防衛事業からの撤退が進み、新規参入が停滞する等、**基盤の弱体化が進展**。
- ▶ 加えて、サイバー攻撃や外国政府による輸出規制等、**近年はサプライチェーンを取り巻く新たなリスクが顕在化**。



第2章

基盤の維持・強化に関する基本的な考え方

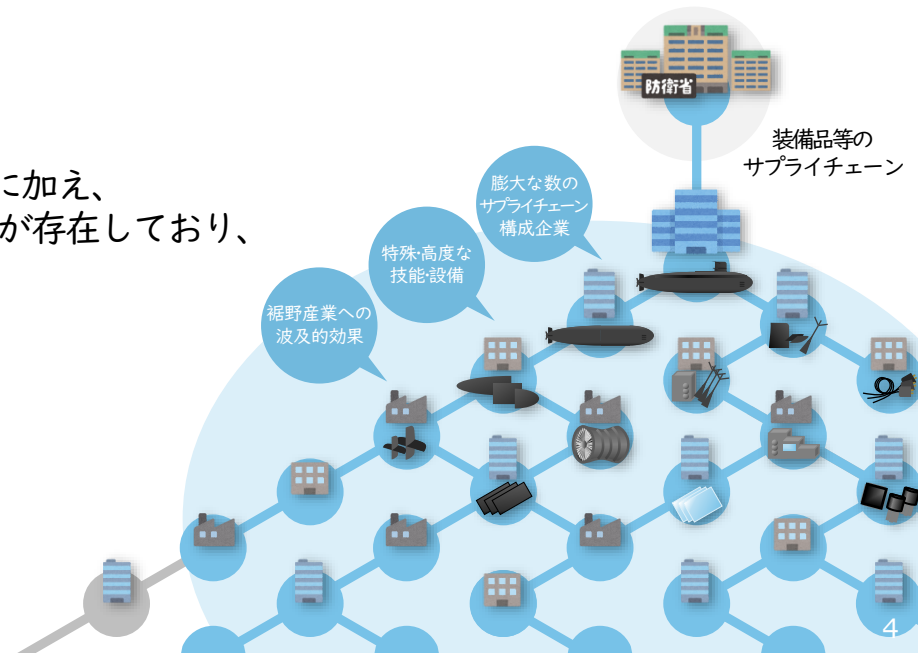
第1節 基盤の維持・強化に関する基本的な考え方及び方向性

1. 基盤の維持・強化の意義

- ▶ 我が国の安全保障の主体性の確保や抑止力の向上、国内産業への経済的・技術的寄与という意義は、以前から存在。
- ▶ 加えて、各国による技術の囲い込みが進展する中、我が国防衛に直結する装備品等の安定的な製造等及び技術的優位性を確保する観点から、**基盤を国内に維持・強化する必要性は一段と高くなっている。**

2. 基盤の維持・強化の対象

- ▶ 装備品等は、多数の部品・構成品の集合体であり、また、その製造等を担う企業も、完成品を防衛省に納めるプライム企業に加え、部品・構成品のプライム企業への納入等を担う多数のサプライヤーが存在しており、装備品等の安定的な製造等を確保するには、いずれも同様に重要。
- ▶ 基盤の維持・強化のための方策を講じるに当たっては、**プライム企業のみならずサプライヤーも含めた装備品等のサプライチェーン全体**を対象としていく。



第2章

基盤の維持・強化に関する基本的な考え方

3. 装備品等の取得に関する考え方

- ▶ 我が国を防衛するための装備品等の運用構想に合致する所要の性能を有するものを取得することが当然の前提なるも、**基盤を国内に維持・強化する必要性が一段と高くなっていることを踏まえ、装備品等の取得方法を決定していく必要。**

装備品等を新たに取得するに当たっては、以下の分野を中心に**国産による取得を追求**。

- (1) 運用構想、性能、取得経費、ライフサイクルコスト、スケジュール等の諸条件を国内技術で満たすことができるもの
- (2) 有事の際の継戦能力の維持と平素からの運用、維持整備に係る改善能力の確保の観点から不可欠なもの（例：弾薬、艦船）
- (3) 機密保持の観点から外国に依存すべきでないもの（例：通信、暗号技術）
- (4) 我が国の地理的、政策的な特殊性を踏まえた運用構想の実現に不可欠なもの
- (5) 外国からの最新技術の入手が困難なもの
- (6) 経済的手段による外的脅威の対象となり得るもの

※ 国産による取得により難しい場合であっても、我が国への技術移転による技術力向上や将来的な我が国による改修の自由度の確保に努める観点から、**国際共同開発・生産又はライセンス国産による取得を追求**。

装備品等の取得に当たり、**国産のものと海外のものが共に存在し、いずれも(1)に示す諸条件を満たす場合において選定を行う必要があるときには、選定対象となる装備品等のライフサイクルの各段階（研究、開発、生産、維持・整備、補給、用途廃止等）への国内企業の参画や我が国への技術移転等の範囲及び規模等を評価した上で、いずれの装備品等を取得するか選定。**

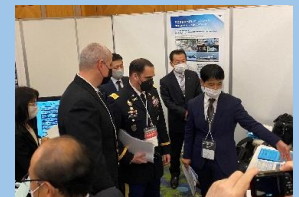
第2章

基盤の維持・強化に関する基本的な考え方

4. 国際協力に関する考え方

- ▶ 必要な基盤を自国のみで維持することは困難であり、国際共同研究・開発、更には生産を見据えた積極的な国際協力やライセンス国産を推進し、各国の優れた技術を我が国の装備品等に取り込むことが必要。
- ▶ 装備品等のサプライチェーンを自国のみで完結させることは不可能であり、同盟国・同志国と相互に補い合う関係を構築することが不可欠。
- ▶ ウクライナ支援の状況を見ても、装備品等の他国との相互運用可能性及び相互交換可能性を担保するための仕様の共通化等の必要性が顕在化。国際標準に準拠した仕様を念頭に置いて装備品等を開発していくことが必要。
- ▶ 装備移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段。

安全保障上意義が高い装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行うこと等により、関係省庁とも連携しつつ官民一体となって推進。



第2章

基盤の維持・強化に関する基本的な考え方

5. 防衛産業のあるべき姿

- ▶ 必要な装備品等の製造等を行い、高い可動率を支えることのできる能力が維持されることが最も重要。
- ▶ 欧米等諸外国の防衛関連企業は、防衛事業を主体としている場合が多いのに比し、我が国の大手防衛関連企業は基本的に民生事業を主体としており、各企業の総売上高に占める防衛事業の売上高の比率（防需依存度）は10%未満にとどまるものがほとんど。

防需依存度が低いと、当該企業体内におけるリソース配分等の優先度が低下する傾向があること等から、国際的な競争力を持った防衛産業としていくためには、防需依存度が高い企業が主体となった防衛産業を構築していくことが重要。

なお、個々の企業の組織の在り方は、あくまで各社の経営判断によるものであることに留意。

競争力を持った防衛産業とするために、どのような施策が効果的かについては、引き続き官民間でよく意見交換していくことが必要。

第2節 装備品等の安定的な製造等の確保を図るための国及び装備品製造等事業者の役割

- ▶ 国は、装備品製造等事業者が防衛事業に携わり、更に継続すると判断するに足る環境を整える観点を重視する一方、装備品製造等事業者は、自らが国防を担う重要な存在であるとの認識を改めて強く持った上で、基盤の維持・強化に主体的に取り組むことが期待される。
- ▶ 防衛省・自衛隊は防衛力であり、防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのものと位置づけられるものである関係上、防衛省・自衛隊及び装備品製造等事業者は、防衛力整備・運用の構想等について、共通の認識に立った上で、相互の役割を分担して果たしていくことが重要。

プライム企業15社との
意見交換会



第3章

本法に基づく措置に関する基本的な事項

第1節 装備品等※の安定製造等の確保

※ 民生品を除く。以下同じ。

- ▶ 特定取組（供給網強靱化、製造工程効率化、サイバーセキュリティ強化、事業承継等）に係る装備品安定製造等確保計画について、**防衛省に納入される指定装備品等の安定的な製造等に不可欠**か確認した上で防衛大臣が認定。
- ▶ 特定取組に係る契約を締結した認定装備品安定製造等確保事業者は、当該契約の定めに従って、必要な費用を遅滞なく直接支払。

第2節 装備移転の円滑化

- ▶ プライム企業のほか、設計等の一部を担うサプライヤーに、設計変更やこれに伴う一連の作業に**助成金**を交付。
- ▶ 装備移転仕様等調整は、**装備品等に係る秘密の保全や安全保障上の必要性等から適切なものとするために防衛大臣が装備品製造等事業者に求めるものであるため、その費用については、国が負担すべきもの。**
また、仮に装備移転仕様等調整を行った後、国際競争入札等において見込まれた装備移転が実現しなかった場合でも、装備移転仕様等調整に要した費用の返還を装備品製造等事業者に対して求めることはない。

第3節 装備移転支援法人

- ▶ 指定装備移転支援法人は、**装備移転を防衛省の政策目的に適合したものとするため、装備移転支援業務を実施。**

第 3 章

本法に基づく措置に関する基本的な事項

第4節 装備品等契約における秘密の保全措置

- ▶ 省秘を含む文書等を契約事業者を提供する必要がある場合は、改めて「装備品等秘密」に指定するとともに、装備品等秘密の表示や指定の有効期間等を記載した「装備品等秘密指定書」を併せて契約事業者に提供することにより、これまで以上に契約事業者及びその従業者による情報管理を徹底。
- ▶ 装備品等秘密の効果的な漏えい防止を図りつつ、事業者に対しては装備品等秘密の保護の必要性等について十分な説明を行いその理解を得つつ、従来からの各種保全措置についても引き続き確実に実施。

第5節 防衛大臣による指定装備品製造施設等の取得及びその管理の委託

- ▶ 本法律第2章の措置でも安定的な製造等の確保が困難な指定装備品等の製造等をする指定装備品製造施設等を防衛省が取得。これにより、装備品製造等事業者が固定資産を保有することにより負うリスクを軽減して装備品等の製造等の事業継続の確保を企図。

本制度が適用されるのは、例えば、

- ▶ 装備品等の製造等からの事業撤退に際し、
 - － 自ら指定装備品製造施設等を所有するリスクを負わないのであれば装備品等の製造等の事業を行える装備品製造等事業者が存在する場合
 - － 事業承継先の防衛産業は存在するものの、撤退に係る現在の指定装備品製造施設等が耐用年数を経過し老朽化しており承継先の事業者がこれを新規取得することは困難なため、国が新規に建設する場合
- ▶ 指定装備品製造施設等が事故や災害で滅失し、装備品製造等事業者による復旧の目途が立たない場合に、国が新規に建設するときなどが想定されるところ、様々な事例における必要性を踏まえ、個別具体的に検討していくことが必要。

- ▶ 管理の委託を受けて指定装備品等の製造等を行う装備品製造等事業者が存在することが前提。
- ▶ 法第33条第1項の規定により、「できるだけ早期に」、取得した指定装備品製造施設等の譲渡に努めることとする一方、装備品等の安定的な製造等の確保に支障が生じてまで、早期に譲渡する努力義務を防衛大臣に課さず。

第4章

基盤の維持・強化に関するその他の必要な事項

(1) 防衛事業の魅力化（適正な利益の算定等）

営利を追求する民間企業が従事したくなる、魅力的な事業環境を創出

(2) 企業の競争力・技術力の維持・強化

適正な競争・イノベーションを促し、安全保障分野における我が国の技術優位を確保

(3) 防衛産業の活性化（新規参入促進）

防衛事業への新規参入を促し、産業全体を活性化するとともに、民生分野での先端技術を安全保障分野に取込み

(4) 撤退企業への適切な対応

事業撤退によるサプライチェーンへの影響を極小化し、装備品等の安定的な製造等を確保

(5) 強靱なサプライチェーンの構築

装備品製造等事業者による主体的な協力や諸外国との相互補完も得て、サプライチェーン上のリスクを低減

(6) 産業保全の強化

国際的な保全水準を確保し、サイバー脅威に対応するとともに、諸外国との技術協力の進展を担保

(7) 機微技術管理の強化

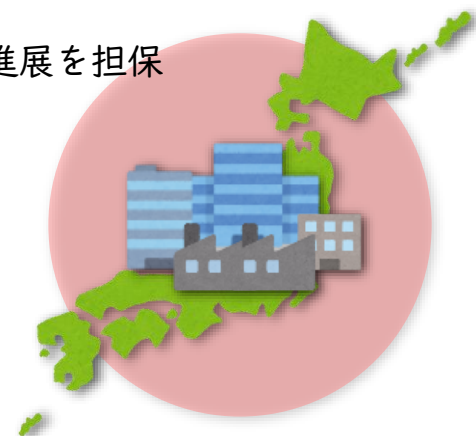
諸外国との連携の推進を含め、国家としての機微技術の管理を強化

(8) 装備移転の推進

必要に応じた企業支援を行いつつ、政府が主導し、官民の一層の連携の下に推進

(9) FMSの合理化

FMS調達額が高水準で推移する中でも、国内基盤の維持・強化を担保



法律と基本方針との対応関係

防衛生産基盤強化法（令和5年法律第54号）第3条第2項

本基本方針

一 我が国を含む国際社会の安全保障環境及び
装備品等に係る技術の進展の動向に関する基本的な事項

二 装備品等の安定的な製造等の確保を図るための国及び
装備品製造等事業者の役割、装備品等の調達に係る制度の改善
その他の装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な事項

三 装備品等の安定的な製造等の確保を図るための装備品製造等事業者に対する
財政上の措置その他の措置に関する基本的な事項

四 装備品等の安定的な製造等の確保に資する装備移転が適切な管理の下で
円滑に行われるための措置に関する基本的な事項

五 第15条第1項に規定する装備移転支援業務及び
第18条第1項に規定する基金に関して第15条第1項の指定装備移転支援法人が
果たすべき役割に関する基本的な事項

六 第27条第1項に規定する装備品等契約における
秘密の保全措置に関する基本的な事項

七 防衛大臣による第29条に規定する指定装備品製造施設等の取得及び
その管理の委託に関する基本的な事項

八 前各号に掲げるもののほか、
装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関し必要な事項

第1章 我が国を含む国際社会の安全保障環境及び
装備品等に係る技術の進展の動向に関する基本的な事項

第1節 我が国を含む国際社会の安全保障環境
第2節 装備品等に係る技術の進展の動向
第3節 基盤を取り巻く環境

第2章 基盤の維持・強化に関する基本的な考え方

第1節 基盤の維持・強化に関する基本的な考え方及び方向性
第2節 装備品等の安定的な製造等の確保を図るための
国及び装備品製造等事業者の役割

第3章 本法に基づく措置に関する基本的な事項

第1節 装備品等の安定的な製造等の確保を図るための装備品製造等事業者に
対する財政上の措置その他の措置に関する基本的な事項
第2節 装備品等の安定的な製造等の確保に資する装備移転が適切な管理の下で
円滑に行われるための措置に関する基本的な事項
第3節 装備移転支援業務及び基金に関して指定装備移転支援法人が
果たすべき役割に関する基本的な事項
第4節 装備品等契約における秘密の保全措置に関する基本的な事項
第5節 防衛大臣による指定装備品製造施設等の取得
及びその管理の委託に関する基本的な事項

第4章 基盤の維持・強化に関するその他の必要な事項



(3-③ 参考) サイバーセキュリティ強化
基盤強化の措置 (イメージ)

1 防衛産業の位置付け明確化

- ▶ 装備品等の開発・生産の**基盤の維持・強化**について、その**重要性が一層増している**ことを明確化。
- ▶ 基盤の強化に関する基本方針を防衛大臣が定め、公表。

2 サプライチェーン調査

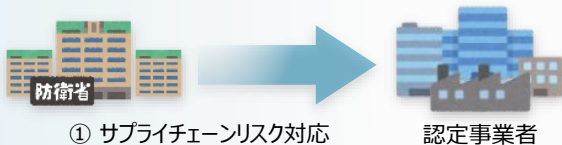
- ▶ 国が調査を実施し、**サプライチェーンリスクを直接把握**。
 - ▶ 調査に対する**事業者の回答**については、**努力義務**。
- 調査結果を基盤強化の措置に活用。



(4 参考) 装備移転
移転対象となり得る防空レーダー

3 基盤強化の措置

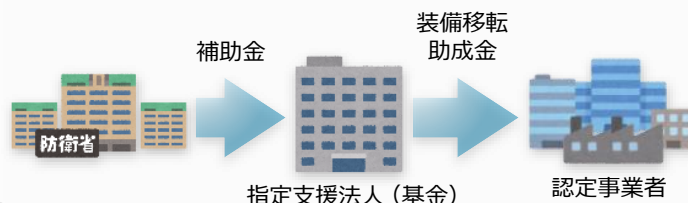
- ▶ 基盤の強化に資する事業者の取組を認定の上、(サプライヤ企業に対しても) **直接的に経費を支払**。
- サプライチェーンリスクへ対応し、基盤強化を推進。



- ① サプライチェーンリスク対応
- ② 製造工程効率化
- ③ サイバーセキュリティ強化
- ④ 事業承継等

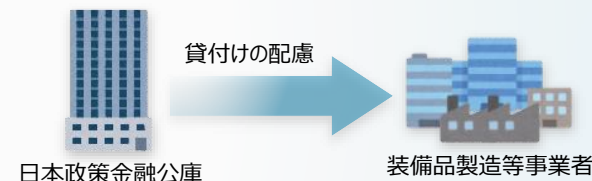
4 装備移転円滑化措置

- ▶ 装備移転のため、移転対象の装備品等の**仕様・性能等**を国の求めにより**変更する場合に、必要な費用を助成**。



5 資金の貸付け

- ▶ 株式会社日本政策金融公庫により、装備品等の製造等に**必要な資金の貸付けを配慮**。



6 製造施設等の国による保有

- ▶ 他の措置を講じてもお他に手段がないとき、**国が製造施設等を取得し、事業者に管理を委託**。
- 装備品等の製造等や適確な調達を確保。



(3-② 参考) 製造工程の効率化
上：従来の手作業による製造工程
下：金属3Dプリンタ導入による自動化 (イメージ)

7 装備品等契約の秘密保全

- ▶ 装備品等に関する機微な情報の保全強化のため、契約上の守秘義務から**法律上の守秘義務へ**。



(6 参考) 米国における製造施設等の国有事例
上：空軍 United States Air Force Plant4
下：陸軍 Joint Systems Manufacturing Center